

令和6年度 静岡市多様な担い手育成支援事業補助金

◎補助率及び補助限度額◎ ※消費税抜きの金額（1,000円未満切り捨て）
補助の対象となる施設・機械の導入に対し

1/3以内の額（上限30万円）

◎補助対象者◎

市内に住所を有する農業経営主で、次のいずれかに該当する人

（認定農業者・認定新規就農者を除く）

（1）開業届を提出した日から1年を経過していない人

（2）開業届を提出した日から1年を経過した人で、確定申告又は市県民税の申告において前年の農業収入が50万円以上である人

◎補助対象事業◎

市内の市街化区域を除く区域で生産を行う事業

申請は3年（※）に1回のみです！

※年度（4月～翌年3月）で算定します。



◎補助対象となる施設・機械（代表的な例）◎

区分		補助の対象
農業生産に必要な施設・機械	栽培管理用施設	水耕栽培施設、高設栽培施設、雨よけ施設、循環扇、ビニールハウス（張替は耐用年数5年以上の資材なら可）、加温用暖房機、温室（ガラス、アクリル）、自動天窓、自動カーテン、空調機、育苗施設
	栽培管理用機械	播種機、田植機、水稻直播機、トラクター、管理機、コンバイン、ハインダー、収穫機、定植機、可搬用摘採機、乗用型摘採機、整枝機、深耕機、土壌消毒機、滅菌機
	農産物被害防止施設	防風ネット、防虫ネット、鳥獣害防止ネット、電気柵
	防除施設・機械	スプリンクラー、動力噴霧機、防除用タンク
	運搬作業施設・機械	運搬機（動力付きを含む）、モノレールの敷設（本体、レール）
	その他	堆肥生産機械器具、農場に設置する簡易トイレ、農機具小屋、農業用資材庫
処理加工、貯蔵、販売施設（※注1）	農産物処理加工施設	製茶機、仕上茶機械
	集出荷貯蔵施設	選別機、袋詰機、結束機、予冷库、冷蔵庫、冷凍庫、貯蔵庫、乾燥機
	販売施設	直売施設、農産物販売用自動販売機、無人販売用施設
給排水施設	灌水施設	スプリンクラー、自動灌水施設、小型ポンプ
	その他	用排水路の設備、農業用井戸の設置、雨水貯水タンク（200L未満）（※注2）

※注1 6次産業化を目的とした加工のための施設は除きます。

※注2 雨水貯水タンクとは、建物の屋根に降った雨水を豎とい等からタンクへ流入させるものをいいます。

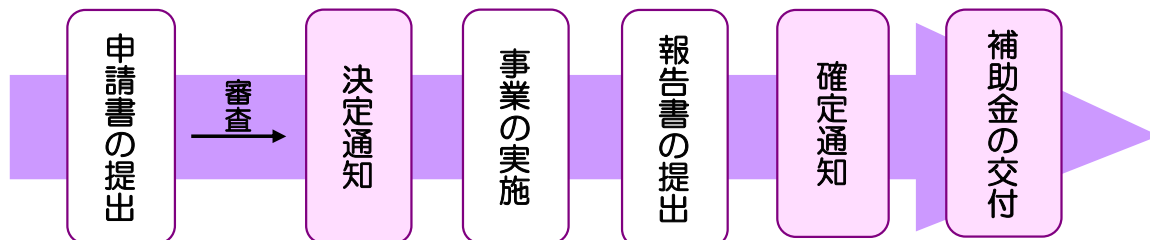
生産資材や汎用性のあるものは補助の対象とはなりません。

- （例）
- ・種苗、肥料、農薬、ビニールマルチ、防草シート等の生産資材
 - ・鍬、スコップなどの小農具
 - ・軽トラック等の車両やパソコン等の汎用性があると認められるもの
 - ・200リットル以上の雨水貯水タンク
 - ・自主施工を行うための資材費
 - ・既に所有している施設や機械・器具等と同等の施設や機械・器具等
 - ・充電式の機械・器具を導入する場合の予備バッテリー

補助の対象にならないもの

◆申請方法・お問合せ 詳しくは裏面をご覧ください

◎補助金交付の流れ◎



◎申請に必要な書類◎ **※申請書類は、必ず申請者本人からの提出をお願いします。**

- (1) 多様な担い手育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号～第3号）
- (2) 見積書の写し（見積日、フルネーム、税抜・税込金額の両方が入ったもの）
※中古の機械は、法定耐用年数（基本7年）使用できる旨の証明書の添付が必要となります。
- (3) 施設・機械の図面やカタログ、仕様書（中古品等のカタログがないものは実物の写真でも可）
※法令等の許認可が必要なものは、許可書等の写しが必要となります。
- (4) 補助対象となる施設・機械を利用する農地が確認できる書類（どれか1種類）
※共有名義や申請者とは別名義の場合は、ご相談ください。
 - ①令和6年度 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（表紙～農地情報）
 - ②令和6年度 土地・家屋名寄帳の写し
 - ③令和6年度 固定資産税・都市計画税課税証明書（土地・家屋）の写し
 - ④借地の場合は、農地法第3条、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条により農地を借り受けている書類の写し

【農業事業に係る確定申告をしていない人のみ】

- (5) 開業届の写し

【開業届の提出から1年を経過した人のみ】

- (6) 確定申告書の写し又は農業収入が確認できる書類
※確定申告書の場合は、令和5年分収支内訳書または所得税青色申告決算書（農業所得用）をご提出ください。

◎申請受付期間◎

令和6年4月8日(月) から 令和7年2月28日(金) まで

※予算が上限に達した時点で受付を終了しますのでご注意ください。
※令和7年3月31日(月)までに完了する事業のみ申請できます。



◎注意点◎

- 1 同一年度内に市が交付する他の農業経営に関する施設・機械の導入を支援する補助金の交付を受けることはできません。
- 2 導入する施設・機械の数は1つに限ります。
- 3 農業収入には家事消費事業消費金額のほか雑収入は算入しません。
- 4 法定耐用年数に相当する期間が経過する前に同じ農地、同じ事業内容で申請をすることはできません。
- 5 対象となる施設・機械について、国・県・市の別の補助金を重複して申請することはできません。
- 6 農家間の売買、ネットオークションでの購入は補助の対象にはなりません。
- 7 補助金で整備、購入した施設・機械を減価償却期間内（基本7年間）に、市長の承認を受けずに売却や交換、譲渡等をした場合は、補助金の返還対象となります。

補助金の申請・お問合せは

静岡市経済局 農林水産部 農業政策課（農業支援係）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎6階

☎ 054-354-2085 FAX 054-354-2482

メール nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

申請書の
ダウンロードは
こちらから



静岡市多様な担い手育成支援

